

(様式第2号)

要 点 録

平成 22 年 3 月 19 日作成

会議の名称	島本町総合計画審議会 第2回「第2部会」		
会議の開催日時	平成 22 年 2 月 19 日(金) 午後 2 時 ~ 3 時 56 分		
会議の開催場所	島本町役場 3 階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	5 名(一般 4 名、他部会の審議会委員 1 名)
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	岩井(長)委員、大西(三)委員、大西(義)委員、岡田委員、沖委員 榊原委員、坂田委員、清水委員、高山委員、原田委員、松田委員 (五十音順)		
会議の議題	1. 第四次島本町総合計画基本計画(案)について 2. その他		
配布資料			
審議等の内容	別紙のとおり		

島本町総合計画審議会 第2回「第2部会」 要点録

日時	平成22年2月19日(金) 午後2時~3時56分
場所	島本町役場 3階 委員会室
出席者	出席委員 11名、事務局等 12名

開会

事務局 それでは、ただいまから、島本町総合計画審議会第2回「第2部会」を開催させていただきます。

本日、第2部会委員15名のうち、11名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例施行規則第2条第6項の規定により、本部会が成立していることをご報告申し上げます。

部会長 それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

部会長 ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

【傍聴者入場】

【案件1】第四次島本町総合計画基本計画(案)について

部会長 それでは、案件1「第四次島本町総合計画基本計画(案)について」、前回は2章3節「景観形成」まで審議を行いましたので、今回は2章4節「環境保全と廃棄物処理」から審議を進めていきたいと思っております。

2章4節「環境保全と廃棄物処理」 基本計画案9~11ページ

事務局より概要を説明

4節-2「ごみ処理」+ 4節-3「し尿処理」 基本計画案10~11ページ

ごみ処理・し尿処理について

委員 ごみ処理、し尿処理の問題ですが、これは島本町にとって本当に頭の痛い問題で、ここに書いてある内容でよいのかという思いがあります。

まず、「ごみ処理」の問題ですが、島本町で新たにごみ処理施設を建設するとなると、多額の費用がかかりできないという状況です。耐用年数が20年と言われる中で、本町の清掃工場は18、19年前に建てられています。記載内容としては、「検討します」という段階ではなく、「実現に努めます」という表現にする必要があると思っております。また、そこにたどり着くまでに紆余曲折があることを考えると、もし事故があり、ごみ処理ができなくなった時に、近隣に助けてもらうという仕組みを明確にする必要があるのではないかと思います。

次に、「し尿処理」の問題ですが、し尿処理を高槻市にお願いするとなると、高槻市にとってのメリットはあるのかと思います。東上牧にある本町の衛生化学処理場がなくなるということは確かにメリットかも知れませんが、島本町からのバキュームカーが高槻市内を走り回

るということは、大きなデメリットだろうと思います。確かに、40年以上前に東上牧地域が原っぱという状況の中で町の衛生化学処理場が建設されたということは、それはそれで良かったと思いますが、現在は住宅が建っていることを考えると、島本町域に移設するというのも含めて検討する段階に来ているのではないかと思います。

担当課

まず、「ごみ処理」の広域化の問題についてですが、大阪府の北部ブロックの協議会に本町は属しています。その中で、まず、ご質問にあったような緊急時の相互支援について現在話を進めているところです。これについては、今後どのような方向で進んでいくというレベルには至っていませんが、大阪府の指導のもと、相互の支援体制を考えられないか、という話を現在検討しています。

「し尿処理」については、今後、「高槻市・島本町広域行政勉強会」が開催されますので、その中で具体的に協議を進めていきたいと考えています。

部会長

具体的にはまだ進んでいないということですか。

担当課

広域行政勉強会のもとに、ワーキンググループが4つ設置されることが決まっていますが、具体的なワーキンググループの会議はまだ開かれていません。今後、そのワーキンググループの中で検討していくと考えています。

委員

私は率直に言うと、「し尿処理」は島本町で実施しなければいけないと思っています。広域行政も検討して、高槻市が受けてもよいということであれば議論の余地があると思いますが、これしかない決めず、幅広く検討すべきだと思いますし、比重としては町で実施するということを考えないと、高槻市側にメリットがあるとは思えませんので、島本町の都合の良いことだけ言って、相手が受けてくれるとは考えにくいと思います。島本町も高槻市も良くなるということが広域化の前提ですので、是非とも町域内への移設を考えるということも検討課題にあげてほしいと思います。

「ごみ処理」の広域化についても、「検討する」というのではなく、「実現に努める」という表現にすべきだと思います。簡単な問題ではないと思っていますが、難しい問題はやりやすいという訳にはいかないもので、やはり方向としてどのような方向をめざすのか、難しいが頑張るということを明確にしないと、計画にはならないと思います。

部会長

この問題についてはかなり深い部分があると想像できますが、それ以外に、何かこの問題についてご意見があればお願いします。

委員

「し尿処理」については、基本計画案に記載しているように、広域行政の中で実施するのが一番良いと思いますが、広域行政と言っても、全体的に捉えるのか、近隣の市との連携も一つの広域行政だと思いますし、話の状況がどのようになるにしても町単独でできるような方法を考えることも一つの手かもしれません。その点をどうしていくかということは、今後の大きな課題だろうと思います。

「ごみ処理」についても、清掃工場を単独で建て替えることは不可能な状況であり、これも広域になるだろうと思います。これまで、より広域で行うという話もありましたが、実現可能性が極めて低いということから、近隣の市との連携をめざしているのではないかと思います。また、現在の清掃工場をいかに維持するかという観点は明記した方がよいのではないかと思います。

ます。最大限維持・修理しても、10年か15年もつかどうか分かりませんが、そのような状況を作っていくことも一つの方法だと思います。

担当課 清掃工場の維持管理についてですが、担当課としては、現在の清掃工場を少なくとも今後10年から15年は使っていきたいという観点から、保守点検等を実施しています。

部会長 2つのご意見がありました。内容的にはどちらでいくと決めにくい部分もあるかと思いますが、もう少し行政の方で内容を検討していただき、今後、部会の中で、進むべき方向性についてご説明をいただきたいと思います。

委員 少し話がそれるかもしれませんが、先日の新聞記事に、この問題について高槻市と広域行政の勉強会を開くことが掲載されていました。そのような中で、新たに島本町で処理をしようということは不可能なことで、絵に描いた餅になってしまうのではないかと思いますので、この項目はこれで良いのではないかと思います。広域行政を具体的に進めていくことを記載すべきだと思います。

部会長 この問題は、ここで結論は出しにくい部分があるのではないかと思いますので、後日でもこの方向性を定めていただきたいと思います。

4節-1「環境保全」 基本計画案 9ページ

その他

委員 4節-1「環境保全」には、地球規模の話が書いてありますが、島本町としての現状の問題点が具体的に何かあるのかどうか、分かりにくいと思います。例えば、土壌の汚染や地下水の汚染などがあるのかどうか、ないのであれば、地球規模での温暖化対策などの表現で良いと思いますが、町として具体的な懸案事項があるのかどうかお聞きします。

部会長 本件については、かなり複雑な問題があるかと思いますが、そのような部分で難しい部分があるとは思いますが、事務局として何かあればお願いします。

担当課 町内のある工場跡地で、鉛等の土壌汚染が発生しているという報告を受けています。これについては今後、大阪府の指導のもと、本町と茨木保健所、高槻市で、対策のための検討会が立ち上げられる予定となっています。

部会長 もう少し具体的に説明願います。

担当課 つい先日、茨木保健所からそのような報告を受けた段階です。今後、保健所を中心として、汚染範囲が広がっているのか、その場所に限定されているのかという調査が実施されると聞いています。その実施時期がいつになるのかということは、つい先日の話ですので、話がそこまで詰まっています。

(1)- 「環境基本計画の策定」、(1)- 「地球温暖化防止対策の推進」、(2)- 「不法投棄の防止」

委員 4節-1「環境保全」について、いくつかお聞きします。

1点目は、施策内容(1)- に「環境基本計画の策定」について、これまでの実績としては、平成19年度に環境まちづくりセミナーを開催し、平成20年度に住み地域環境調査を実施したということですが、この環境基本計画の基本的な考え方や骨子はどのようなものが教えて

ください。

2点目は、施策内容(1)- 「地球温暖化防止対策の推進」で、「島本町地球温暖化対策実行計画」について記載していますが、どのようなことを基本的に考えているのか、この記載内容では分かりにくいので教えてください。

3点目は、施策内容(2)- に「不法投棄の防止」の項目がありますが、府境近くの尺代の奥の浄土谷で、不法ではありませんが、自分の土地で鉄くずなどを処分している事業者があります。今のところ直接危険なものはないとは聞いていますが、それで果たして良いのかということがあります。また、柳谷に向かう道中にいろいろなものが捨ててありますが、こうしたことを町内のパトロールで防止できるのかどうか。今までの実態から、なかなか防止はできないと思っています。現行犯でなければ捕まえないという点も、警察と連携して一歩突っ込んだ対策が必要ではないかと思います。

また、水無瀬川の清掃や浄化などは重要で、総合計画基本構想にも入っていますので、環境基本計画を策定するにあたって、柱になるようなものを示していただきたいと思います。

担当課

1点目の「環境基本計画」についてですが、他の団体で行われている一般的なパターンでは、行政区域内の自然環境について現状を調査し、どうなっているのか、その中で今後守っていかなければならないものは何かを抽出します。守るべきものが何かは、地域によって変わってくると思いますが、まずそのようなものを決めていき、それを守っていくためにどのようなことを実行すればよいのかということで、次の段階で環境基本計画実行計画が作られます。その中で、積極的に保護していくのか、現状のまま環境を維持していくのかという方法論が議論されていくというのが、一般的な環境基本計画の進め方となっています。

本町では、まず植生調査の実施を検討しています。島本町でどのような植物がどの程度生えているという植生の現況調査ですが、約30年前に実施されたのを最後に、それ以降そのような調査は実施されていませんので、できるだけ早い時期に調査に着手したいと考えています。

2点目の「地球温暖化対策実行計画」についてですが、平成12年度を基準年として、第1期計画では基準年と比べ1%の減少、第2期計画では国が約束している6%の減少を目標として進めています。平成20年度の状況としては、目標の6%減少に対して、16.4%の減少という状況です。

3点目の「不法投棄」の問題についてですが、特に府道柳谷島本線沿いでの不法投棄が増えています。これについて大阪府茨木土木事務所との協議も実施しており、本年度、大阪府の方で不法投棄監視カメラの設置を予定していましたが、入札が不調で本年度の設置は困難という状況にあります。平成22年度にまた入札を実施し、カメラを設置するということです。また、警察の取締り強化については、本町からも、大阪府を通じても、大阪府警に要望しています。

また、環境基本計画の中に「水無瀬川の清掃」などの内容を入れるかについてですが、環境基本計画は環境保全審議会で審議を行う予定ですが、その審議で水無瀬川の環境を守るという方向性が具体的に決まっていく中での話になると思いますので、今後の検討の中で方向が出てくると考えています。

委員

そうすると、「環境基本計画」は丸投げすることになるのですか。町としてこのような項目、このような考え方を実現するために具体的に検討してもらおうというのであれば分かりますが、

会議体を作って後はそこで検討してもらおうということでは、町の考え方が反映されないのではないかと思います。そうしたことが、今の説明ではよく分かりません。

また、「不法投棄」の問題について、大阪府で監視カメラを設置することは一つの前進だと思いますが、どこに何台ぐらい設置するのかということも詰めて考えておく必要があると思います。また、警察に要望しているとのことですが、どのように、何を要望し、どうしてほしいのか、町としての考え方がよく分からないので、もう少し説明いただきたいと思います。

また、「地球温暖化対策実行計画」で、6%減少の目標に対して16.4%減少したということですが、何をどうしたらそうなったのか、説明いただきたいと思います。

担当課

まず、「環境基本計画」についてですが、現在、素案ができていう段階ではありません。それに至るまでの段階であり、できるだけ早い時期に町内の植物の調査を実施し、その結果を踏まえて、希少種や絶滅危惧種のような植物があれば、それを今後どう保護していくのかという検討が始まります。自然を守るという言葉はよく聞きますが、具体的に自然の何を保全していくのかという目標を決めていくのが環境基本計画の骨子になると認識しています。それにはまず現況を調べないと、何を守るのかということが決まると考えています。

次に、「不法投棄防止」についての大阪府警への要望内容ですが、パトロールの回数増加と取締りの強化を要望しています。

次に、「地球温暖化対策」についてですが、町は1事業者として学校や各施設を運営していますが、各施設で使用している燃料・ガス・電気などから発生する温室効果ガスの量について、平成12年の排出量を基準として、第1期計画では1%の削減、第2期計画（平成19年度～23年度）では6%の削減を目標としています。現在の状況として、6%の目標値に対して、16.4%の減少となっています。

委員

「環境基本計画」の策定にあたり、植生調査を町で実施したいということですが、先ほど説明があった30年前の植生調査は、昭和56年に大阪府で調査されたものだと思います。

調査を実施するにあたってお願いですが、植生は島本町だけの問題でなく、広域にわたって影響し合うと思います。大阪府や府森林組合の担当者とも協議されると思いますが、広域で比較検討できるような内容にしていきたいと思います。

昨年、西日本から滋賀県や京都府で被害が出ていたナラ枯れが大阪府にも入ったという話を聞き、森林組合の方に確認したところ、梶原地区と川久保あたりでかなり出ており、茨木市でも発生したということで、森林組合で本年度中に大阪府から指示があり、伐採、薬剤処理すると聞いています。本町の近くで発生しているので大変気になります。そのようなことも調査対象としてあげていただきたいと思います。

町単独で調査を実施する場合も、広域で比較検討できるような内容で進めていただければと思います。

担当課

この問題については、できるだけ早い時期に、という漠然とした言い方になっていますが、まだ予算の計上もしていませんので、まず議会でご審議いただき、そのステップを経てから具体的に検討していきたいと考えています。

行政だけの実施や、コンサルティング業者に丸投げして調査するのではなく、ご指摘のあっ

た大阪府や森林組合に限らず、ボランティア団体にも応援を求め、住民の方の協力をいただいた形で調査を実施したいと考えています。詳細については、議会で審議いただいてから詰めていきたいと考えています。

部会長 今の話からすると、行政の方で筋を通しておこなければ、住民の方の協力を得るとしても、つかみきれない部分があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

委員 町内の最新の植生調査としては、町内在住の方2名が独自に調査され、平成15年度にまとめた資料があり、町立歴史文化資料館にもパネル展示されていますが、昭和56年の調査と比較して、どれだけ変化しているか分かるようになっていきます。このように、町内で独自に調査している方もいらっしゃいますので、地元の方の協力があればみなさんの理解も得やすいでしょうし、うまくそうした力を使っただけだと思います。

部会長 この住民の方の調査について、町ではどの程度把握しているのですか。

担当課 調査を実施された2名の方からは、町立歴史文化資料館に展示されている資料にさらに追加調査されたデータを提出いただいています。今後実施したいと考えている植生調査についても、できるだけの協力をいただけるというお約束もいただいています。

委員 この文章は、読む方としては、島本町にこのような問題があり、ここを改善すると言ってもらう方が分かりやすいと思います。現状を把握する中で、このような問題については改善するという中心にしながら、計画や調査を進めていくという書きの方が良いのではないのでしょうか。

また、施策内容(2)- 「不法投棄の防止」についても、書き方としてはこれでも良いかと思いますが、何とか前向きなことを記載できないでしょうか。監視カメラの設置などを記載した方が良いかもしれません。何か工夫が必要ではないかと思えます。本当に身近なところでもごみが不法投棄されています。こんなことをしようとすると、こんな費用がかかりますということも、述べないといけないのではないのでしょうか。そのような工夫が必要と思えます。

担当課 ご指摘の内容については、「環境基本計画」で言いますと、環境基本計画が策定された後に実施計画の中に盛り込まれるべき内容ではないかと思えます。先ほどから申し上げているように、現在、環境基本計画を策定していくという方向は決まっていますが、いつ策定するという段階まで至っていません。その前段階として、できるだけ早い時期に町内の植生調査を実施したいと考えている段階ですので、ご理解いただきたいと思えます。

(1)- 「環境マネジメントシステムの推進」

委員 施策内容(1)- 「環境マネジメントシステムの推進」の項目について、ISO14001を取得すると他機関から審査を受けますが、これには多額の費用が必要になると思えます。そのようなことから「自主的な取組みへの移行を検討」と記載されているのか、あるいは、他の部署でISO14001を取ろうとしているのか、この文章では不明確ですので、お聞きします。

担当課 ISO14001については、役場庁舎、ふれあいセンター、清掃工場、上下水道部庁舎、消防本部庁舎で認証取得していますが、ご指摘のとおり、毎年外部機関の審査を受けており、その費用が継続的にかかっています。役場庁舎については平成16年に認証取得し、かなり職員の中にも浸透していますし、一定のサイクルを回したので、自分たちでできる状況にあるという

ことも踏まえて、「自主的な取組み」という表現をしています。ただ、表現が分かりにくいというご指摘をいただきましたので、表現については見直しをしたいと思います。

2章5節 「危機・災害に強いまちづくり」 基本計画案 12～14 ページ

事務局より概要を説明

5節-2 「地山・治水」 基本計画案 14 ページ

(1)- 「山間部の森林保全の推進」

委員 治山・治水についてですが、私は森林の保全は必要と思っておりますが、その場合、「保安林の指定拡大などに努め」という表現で良いのか、もっと多面的に森林を保全することを触れる必要があるのではないかと思います。保安林の指定拡大をすると、ほぼそれができると考えているのでしょうか。

担当課 保安林の指定拡大が森林保全の推進につながりますが、それだけでなく、2章1節の施策内容「森林の保全と活用」の項目にも記載していますが、ボランティアによる竹林整備や間伐、町有林の森林整備、天王山周辺の森林整備なども行っています。これらが森林保全につながってくるものと考えています。保安林の指定拡大だけで達成できるとは考えていません。

委員 それを行うと、目的が達成できるという内容がほしいと思います。他に施策があるならそれを示し、表現を工夫してほしいと思います。

担当課 この項目では簡単な表現になっていますが、先ほど申し上げたように、2章1節での記載内容を踏まえ、ここでは保安林の指定拡大のみにしています。

5節-1 「危機管理・防災対策」 基本計画案 12～13 ページ

(2)- 「災害時要援護者への支援」

委員 施策内容(2)- 「災害時要援護者への支援」について、考え方を聞かせていただきたいのですが、ここでは、「災害時要援護者に対し、個人情報保護に配慮しながら対象世帯の把握に努めるとともに、民生委員児童委員などと連携して、安否確認などの支援体制の強化を図ります。」と記載しています。

個人情報保護の関連で、地域によっては誰が対象者が分からないということがあります。「安否確認登録制度」があり、登録すればそれは共有してもよいようですが、情報を共有してもらいたくないという方も中にはいるようで、災害時にそれでよいのかと思います。自分は登録していないので助けてもらわなくてもよい、ということでは済まないと思います。その点で、この「個人情報保護に配慮しながら」という記載は必要ないのではないかと思います。

民生委員も誰が対象者が分からなければ活動できませんし、民生委員自身も災害に遭ったときには動けるか分からないので、日頃からこの人は対象者だと情報共有しておくべきで、そうでなければ助けられないと思います。自治会の会長もそうだと思います。個人情報との関係で、町はどう考えているか、お聞きしたいと思います。

事務局 民生部において「災害時要援護者」の安否確認登録制度を実施していますが、登録者が少なく、40数名という状況になっています。この制度では、ひとり暮らし高齢者や重度障害者の方を登録し、その情報は役場と民生委員で共有することになっています。災害時には、情報伝達

や関係機関・関係者への連絡など安否確認を、民生委員や町が行っていく制度ですが、今のところ登録が進んでいないということもあり、今後は周知だけでなく、より対象者を広げていくための取組みを進めていかなければならないことは民生部でも認識しています。現在、高齢福祉課でひとり暮らし高齢者の実態把握調査を実施していますが、そのようなことと連携しながら、登録者の拡大に向けた取組みを進めている最中です。ただ、勝手に名簿に載せることはできませんので、そのようなことから、「配慮」という表現を入れています。

委員 それはそれでよいと思いますが、「民生委員と連携して」ということで、そのような情報は共有しておかなければ、いざという時にどうにもならないということをお願いしているのですが、それは個人情報との関係で共有しないということがネックになっていると聞いていますが、そのあたりの考え方を再度お願いします。

事務局 この災害時要援護者の安否確認登録制度については、本人の同意をいただいて、町と民生委員で対象者の情報を共有して、いざと言う時に役立つという制度になっています。それ以外では、他機関に情報を提供するということはできませんので、そのような点で、この登録制度を中心に展開し、より周知して対象者を広げていきたいということです。

委員 災害時要援護者の安否確認登録制度について、施策内容(2)- の4行目に「民生委員児童委員などと連携し」と記載しています。もちろん、民生委員児童委員が率先して行うことになると思いますが、実際に仕事をする時には自治会にも声をかけて連携していくということになると思いますので、「児童委員、自治会と連携し」と表現した方がよいのではないのでしょうか。

事務局 この記載内容の「など」の表現については、素案の策定段階でも内部で議論しましたが、現行制度では、制度上守秘義務を負っている民生委員児童委員と町が連携することとなっています。今後、関係者を広げていきたいという思いは担当課でも持っていますが、現状ではそのような制度になっています。今後の展開として、自治会であるか別の機関になるか分かりませんが、広げていく可能性はあります。ただし、現状では自治会に対象者名簿を渡すことは制度の整備、ルールづくりができていけませんので難しいのですが、今後の展開、という意味で「など」を記載しています。具体的に「自治会を」という段階ではありません。今後、他の機関の協力も得て、という方向を「など」という表現に込めていることを理解いただければと思います。現状では、名簿を管理していただいているのは民生委員児童委員だけとなっています。

委員 それも対象者はオープンにしていないのではないですか。個人情報保護のウエイトが高く、民生委員側から対象となる人の名簿がほしいと言っても、個人情報保護で出せないということがあると聞いています。それはそれで民生委員側も守秘義務があるので、表に出てこないのではないかと思います。

事務局 この安否確認登録制度についてはそのようなことはないと思うのですが、その他の部分では、民生委員であっても情報をお渡しできないと言う場合があるかもしれません。詳細については民生部に聞かなければなりませんので、今お答えできません。

委員 個人情報の取扱いと民生委員児童委員との関係を整理しておかなければ、安易に使うと、齟齬を来して情報の共有ができず、結果として災害時に役に立たないという問題もあると思いますので、その点は十分考えておいていただきたいと思います。

(2)- 「総合的な防災対策の推進」

委員 施策内容(2)- 「総合的な防災対策」の項目で、「災害予防対策、情報伝達、避難態勢の確立、応急対策、災害復旧対策」と記載がありますが、ここに住民を守るとか、保護するといった文言を入れておく方が、表現として分かりやすいと思います。「基本方針」でも、住民の命を守るということを基本としていますので、そのような表現が必要ではないかと思います。

担当課 この項目の「災害予防対策、情報伝達～」などの表現は、町地域防災計画の主要な項目をあげた形となっています。ご指摘をいただきましたので、住民の安全・安心についての表現を入れる方向で検討したいと思います。

5 節-2 「地山・治水」 基本計画案 14 ページ

(1)- 「急傾斜地崩壊防止対策の推進」

委員 施策内容(1)- で、「急傾斜地崩壊防止対策」は重要だと思いますが、「急傾斜地」以外に「砂防地域」などもあると思いますが、そのようなことも含めて危険箇所の整備ということになると思いますので、砂防地域などが町内にあるのか、教えていただきたいと思います。

担当課 急傾斜地崩壊危険箇所は 22 か所あり、他に砂防指定地域もあります。

委員 そうであれば、砂防指定地域でも対策を進めることになると思うので、「急傾斜地崩壊危険箇所」に「など」を付けていただくとよいと思います。

担当課 そのように修正します。

委員 急傾斜地崩壊防止対策について、自然的な急傾斜地だけでなく、人工的な急傾斜地も、崩壊防止対策に含まれているのでしょうか。

担当課 急傾斜地崩壊危険箇所の 22 か所のうち、人工的な急傾斜地も 2 か所あり、それらも対策の対象となるものと考えています。

5 節-1 「危機管理・防災対策」 基本計画案 12～13 ページ

(2)- 「耐震化の推進」、(2)- 「情報伝達体制の整備」

委員 施策内容(2)- 「耐震化の推進」の項目で、第 1 段落 1 行目に「災害時の拠点や避難施設となる公共施設」とありますが、これには学校も含まれていると思います。島本町の学校の耐震化が済んでいるのであれば良いのですが、幼稚園や学校についての表現も入れておいた方がよいのではないかと思います。

また、施策内容(2)- 「情報伝達体制の整備」の項目で、インターネットやデジタル化と書いてありますが、スピーカーでお知らせするという方法も昔からありますが、それも基本的なことであえて触れることではないということかもしれませんが、みんながテレビを見たり、パソコンをしている訳ではないので、いざと言う時にはアナウンスを各所で行う方が効果的ではないかという気がします。

担当課 災害時の拠点として想定しているのは役場庁舎、消防本部であり、避難所となる公共施設は、小・中学校などの教育施設や体育館などになります。

事務局 この 2 章 5 節の「耐震化」の項目では耐震化について総括的に記載をしており、ここでいう

「公共施設」には、役場を含め、学校や幼稚園も入ってきます。ただ、学校や幼稚園については、6章の教育分野でも、個別に耐震化について述べていますので、その点を申し添えておきます。

5 節-2 「地山・治水」 基本計画案 14 ページ

その他(スーパー堤防について)

委員 「スーパー堤防」について問題提起したいと思います。私なりに資料をまとめたものがありますので、回覧させていただきたいと思います。

江川地区で、工場再整備にあたってスーパー堤防の整備が終わっています。整備後はグラウンドになっていましたが、そこが住宅開発業者に売却され、現在、15階建てのマンションが建設中です。それが、このスーパー堤防事業の効果が出るような形になっているのか懸念しています。

どういうことかと言うと、スーパー堤防は、堤防の市街地側に30度ほどの緩いこう配で土盛りをし、堤防を補強するとともに、万一水があふれても土手を急に流れ落ちるのではなく、緩い傾斜のところを流れるので比較的建物への被害が少ないという効果を狙った事業です。

マンションのチラシを見ると、スーパー堤防として整備された間口180メートルにわたってほとんどを住棟が川側をふさいでいます。その北側も工場の建物が川沿いに建っていますので、万一水があふれた場合も、建物でせき止められて下流側に水が全部流れていってしまうのではないかと思います。

淀川工事事務所のホームページにスーパー堤防事業の概要が書いてありますが、その中に「淀川の三川合流部より下流については、想定を超える自然現象に対する危機管理対策の一環として、洪水が堤防の高さを超すと壊れやすいという弱点を克服したスーパー堤防の整備が必要になる」とあります。

マンションの南側は、下流側の隣地に崖のように落ち込む形になっています。水があふれた場合、180メートルから200メートル以上の間口の分まで全部南側の下流に水があふれてくるという状況になっています。このような状況で、スーパー堤防の効果が出るのかということが懸念されます。

例えば、スーパー堤防を工事した河川事務所が、その建物用途が変わった場合にはスーパー堤防の効果が出るように審査し、市街地側に緩やかに水が流れる効果が残るような指導をすることなどが必要ではないかと思います。

このあたりについては私なりに見て感じたままですので、一度検討していただいて、必要であれば河川事務所にこのような状況をどう考えるのか問い合わせる、見解を求めるということも必要ではないかと思います。

スーパー堤防は全域で整備されると安全なのですが、整備したところと整備していないところがあると、弱点が出ます。スーパー堤防は整備を始めると、広げていくという努力を続けていかなければならないと思います。

第三次総合計画には、スーパー堤防の完成に合わせて緑地整備をするという表現がありましたが、今回はスーパー堤防という言葉が抜けています。やはり、スーパー堤防は引き続き危険

なところを整備していくという努力をすることが必要だと思いますので、そのような意識を是非持っていただきたいと思います。

同じく淀川工事事務所のホームページの中には、「スーパー堤防の未整備地区においても、危険性の高い箇所から順次、堤防の川側の法面を緩やかに盛り土し、緩傾斜堤防を整備するなどの堤防補強を行っていく」とあります。市街地側でさまざまな事情で整備が進まないところは、川側に盛り土をして補強をしていくということですが、私が見るところでは、そのようなことが必要な状況になっているのではないかと思います。検討していただいて、総合計画の中に「スーパー堤防を今後とも広げて整備していく」ということを是非記載していただければと思います。

部会長 現行の第三次総合計画の中には記載がありましたが、第四次計画では記載がなくなったということですが、必要ないとして削除されたのか、説明をお願いします。

担当課 スーパー堤防事業については、第三次総合計画の策定時には、今後も引き続き進められるという状況でしたが、現在、淀川河川事務所の話を見ると、スーパー堤防事業の整備箇所がある程度固まっており、進展が難しい状況になっています。そのように進展が難しくなっている状況の中で、河川の整備についても、これまでは堤防の市街地側への補強を主としてやってきましたが、河川側に補強することも淀川工事事務所では考えているようですので、それらを合わせて堤防の補強を行っていくことになるのではないかと思います。

委員 そういうことであれば安心できるのですが、そのような事業はすぐにできる訳ではないので、大規模マンションの下流側の地区が、かえってスーパー堤防で危険になっているのではないかと懸念もありますので、そのような危険箇所の把握に努め、緊急対策を立てることが必要だと思います。ここに表現することは、住民に対して危機感をあおるということもありますが、何らかの表現があればよいのではないかと思います。

担当課 堤防の河川側を補強するという方法については、我々も聞いたばかりの状態ですので、具体的にどの場所ということは分かりませんが、河川内をできるだけ自然に戻そうという動きもあります。その中で、堤防を河川側で補強することになると、河川の流水面積を減らすことはできませんので、河川内で削らなければならない部分も出てきます。そのようなことをしながら、河川側で堤防の補強をしていくことになると思います。

ご指摘のあったマンションの建設に伴い下流域のスーパー堤防ではないところに水が出てくるのではないかと懸念については、淀川河川工事事務所に伝えておきたいと思います。

その他(水無瀬川の整備について)

委員 治水のことですが、淀川が洪水になったとき、そこに入っていく支川として水無瀬川があります。これも国の管理ですが、水無瀬川の西国街道から淀川に至るまでの左岸側は道路も整備されて幅もありますが、右岸側は今の状況で大丈夫かどうか懸念しています。現在、水無瀬川のＪＲ線から下流の右岸の堤防補強の計画について、どこかで考えてもらえるのかどうか知りたいと思います。一番大事なところだと思います。

担当課 ご指摘の件については、「水の文化園構想」に基づいて阪急線から上流に向かって水無瀬川の整備を進めていましたが、大阪府の財政上の事情などによって中断している状況です。ご指摘のようにＪＲ線から西国街道までの間は手が付けられていません。本町でも、水の文化園構

想がこの区間で再開できれば、大阪府で実施していただけたらと考えていますので、そのような方向で要請していきたいと思っています。

2章6節 「消防・救急・救助」 基本計画案 15～16 ページ

事務局より概要を説明

その他(災害時の対応などについて)

委員 例えば災害時に国道が寸断された場合、島本町としてはどのように対応するのでしょうか。例えば救急の場合、島本町にはないので高槻市まで行かなければならない状態ですが、寸断などによって道路が全く使えなくなった場合の島本町の対応を聞かせてください。

担当課 国道が寸断された場合の対応ですが、救急については水無瀬病院が島本町の拠点病院となっていますので、まずそこへの搬送を打診します。高槻市方面への進行が無理であれば、京都方面への搬送になると思います。消防活動についても、道路が寸断された場合、大型消防車の進行が無理な場合も考えられますので、小型ポンプ車と消防団で連携し、対応します。

委員 災害時においては水無瀬病院で対応するというのですが、過去には水無瀬病院は救急指定されていましたが、現在は救急指定病院ではありません。災害に限って救急の扱いになるのですか。道路が寸断された場合、高槻市でなく京都方面とおっしゃいましたが、広域行政の中では、淀川の利用に関しては全くあがっていないのでしょうか。

担当課 淀川の河川を活用した活動でしょうか。河川内での事故については、ボートを保有していますので、その資機材を活用します。また、水無瀬病院についてですが、救急指定病院ではありませんが、災害の発生時には、拠点病院として協力をいただいています。

委員 例えば、阪神淡路大震災の時に、道路が寸断された時に海上を利用したという話を聞いていますが、淀川を利用するということは、全く話し合いには出ていないのでしょうか。

担当課 現在、北摂ブロックで消防広域化について検討していますが、その中では救助用のボートも保有していますので、将来的に広域化が確定すれば、そのような資機材を活用した活動もできると考えています。

また、大きな災害が起きて道路が遮断されるという状況の時には、現在でも消防応援協定があり、大阪府の消防応援協定、北ブロックの消防応援協定、消防組織法に基づく緊急消防援助隊という組織もあります。これにより、被害を受けていない地域の消防からのヘリコプターなどの活用も十分可能になると考えています。

委員 例えば島本町の場合、ドクターヘリはどこを指定しているのでしょうか。指定場所はないのでしょうか。

担当課 ドクターヘリの発着場の指定は行っています。現在は、ベニーカントリー倶楽部(ゴルフ場)、関電グラウンド、水無瀬川緑地公園を指定していますが、それ以外でも、緊急性がある場合、要請すれば発着は可能と聞いています。例えば、名神高速道路の上下線の連絡路の一部についても、着陸するスペースは十分あるとのこと。

6節-2- 「応急手当の普及促進」

委員 AEDの普及の実態と、将来的な考え方を聞かせてください。

担当課 AEDの普及と今後の計画についてですが、「普通救命講習」については1回受講すれば資

格は取れますが、継続して更新する必要があります。2年で更新となりますので、今後も継続して普及活動を続けていきたいと考えています。

また、「AED（自動体外式除細動器）」については、本町の公共施設には設置していると聞いています。また、AEDの普及については、毎年、救急医療週間がありますので、その時期にPR活動を行っていききたいと考えています。

委員 公共施設は分かりましたが、その他では、どのような単位で、どのように設置していこうとしているのか、全く予定はないのか、その点を説明願います。

担当課 公共施設については100パーセント設置する方向で計画を行っています。民間施設については、強制力はないので、お願いして設置することになると思います。

委員 公共施設には、公会堂や公民館は含まれないと理解してよいのでしょうか。将来的にそうした施設に設置する計画があるのか、聞かせてください。

担当課 現在、設置しているのは、学校、体育館、ふれあいセンター、幼稚園などの公共施設です。現在のところ、公会堂などの施設については設置する計画は持っていないと聞いています。

委員 そうすると、これは基本計画なので、各地域に1つぐらい設置するという目標を持った文章にしてはいかがでしょうか。

担当課 ここでは、基本的な施策として表現していますので、具体的な施設名は、財政状況もあるので必ず設置ということは難しいと思います。あくまで基本的な施策ということでご理解いただければと思います。

委員 ここ1、2年で設置するというのであれば、おっしゃるとおりだと思いますが、この基本計画は10年計画ですので、せめて各地域に1か所置くという目標も書けないのでしょうか。

担当課 AEDの設置については、公共施設については、順次設置していくという計画で消防本部でも考えていききたいと思います。

その他(踏切について)

委員 例えば地震などで跨線橋が壊れ、消防車がJR線を越えて南側に行けないということを考えると、水無瀬川近くの踏切について、消防車も通れるように準備をしておいてはどうか、そうしたことも計画に含めてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

担当課 町内の踏切については、消防車両が通れる踏切もいくつかあります。消防では現在のところ踏切の拡幅についての要望はしていませんが、町内にある有効な道路を活用して、最短距離で災害現場や救急現場に行きたいと考えています。

部会長 時間も経過しましたので、案件1はここで終了したいと思います。

【案件2】 その他

部会長 その他、事務局から何かありますか。

担当課 次回の部会は、4月以降に開催したいと思います。まだ期間がありますので、日程調整は後日行います。

部会長 以上で、本日の部会を終了します。

< 終 了 >